資料２

東京都国土強靭化地域計画の改定方針（案）

令和６年７月25日
東京都総務局

- 近年の自然災害の教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、**令和５年度に国が国土強靭化基本計画を見直し**
- 国の計画見直し等を踏まえ、推進目標の項目等について**基本計画と歩調を合わせて改定に着手**

▶ 改定の基本的な流れ

	現行計画	今回改定
東京の地域特性、リスク等の検討	○多様な地域特性、日本の政治・経済・文化の中心 ＜区部＞東部低地帯：水害、木造住宅密集地域：火災 ＜多摩地域＞河川周辺・山間部：土砂災害 ＜島しょ地域＞火山噴火、津波	**昨今の社会環境の変化等を反映** マンション防災、要配慮者対策、災害時通信の確保、能登半島地震の検証　等
「基本目標」「推進目標」等の設定	**４つの基本目標** ①人命の保護、②首都機能の維持 ③公共施設等の被害の最小化、④迅速な復旧・復興 大規模自然災害を想定した達成すべき**８つの推進目標**を設定	**国の基本計画等を踏まえ精査**
【脆弱性評価】現行施策の対応力について分析・評価	○都を始め国・民間事業者も含めた機関の施策が対象 ・東京都各局　・自衛隊　・都消防協会 ・指定地方行政機関13機関　・指定公共機関24機関 ・指定地方公共機関40機関	**脆弱性の分析・評価を行い、地域計画を改定**
【推進方針】対応策の検討、目標達成に向けた推進方針の取りまとめ	○以下の脆弱性評価のポイントを踏まえ、推進方針をとりまとめ ①多様な主体の連携 ②ハード・ソフト両面による総合的な対策の推進 ③冗長性・代替性等を考慮に入れた取組の推進	**現行計画の起きてはならない最悪の事態と、これに紐づく施策について脆弱性評価結果を踏まえ修正**

▶ 今後のスケジュール

R7.1　改定素案公表　▶　**R7年度早期** 改定決定

▶ 基本目標と推進目標

- 評価基準となる目標の設定については、国の基本計画との調和を保つため、国の目標に準じて設定

【基本目標】

① 人命の保護　② 首都機能の維持　③ 公共施設等の被害の最小化　④ 迅速な復旧・復興

【推進目標】

推進目標（現行）	
目標 1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
目標 4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
目標 5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
目標 6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない
目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※

推進目標（新）	
目標 1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られ、**直接死を最大限防ぐ**
目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、**関連死を最大限防ぐ**（それがなされない場合の必要な対応を含む）
目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
目標 4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
目標 5	**大規模自然災害発生直後であっても、情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**
目標 6	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※現行７は、新１～６の全てに関連

➡上記の推進目標ごとに国の計画に準じて、起きてはならない最悪の事態を設定し、脆弱性の評価を実施

▶ 【参考】国の基本目標と事前に備えるべき目標

【基本目標】

① 人命の保護

② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

事前に備えるべき目標（旧）	
旧1	直接死を最大限防ぐ
旧2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
旧3	必要不可欠な行政機能は確保する
旧4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
旧5	経済活動を機能不全に陥らせない
旧6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
旧7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
旧8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

※

事前に備えるべき目標（新）	
新1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
新2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
新3	必要不可欠な行政機能を確保する
新4	経済活動を機能不全に陥らせない
新5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
新6	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

※ 旧7は、新1～新6の全てに関連